

# 令和2年改定版 PPP/PFI 推進アクションプラン と国土交通省における取組

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 官民連携推進官 いづか みり 飯塚 美理

## 1. はじめに

PPP/PFIについては、「PPP/PFI 推進アクションプラン（以下、「アクションプラン」という）」に基づき、平成25年度を初年度として令和4年度までの10年間を目標期間と定め、事業規模21兆円を目標として、内閣府を中心に政府全体でその取組を推進している。アクションプランは毎年改定しており、本年においても7月17日の民間資金等活用事業推進会議において改定が行われたところである。

本稿では、アクションプランに掲載されている国土交通省所管分野に係るPPP/PFI、特にコンセッション事業等の重点分野における取組の現状及び令和2年に改定されたアクションプラン（以下、「令和2年改定版アクションプラン」という）の主な内容及びそれに対応する国土交通省における取組を解説する。

## 2. アクションプラン重点分野における取組の現状

アクションプランにはコンセッション等の重点分野が掲げられており、国土交通省所管分野では、空港、道路、公営住宅、下水道、MICE施設

及びクルーズ船向け旅客ターミナル施設の6分野が該当している。令和2年改定版アクションプランにおいては、事業分野ごとに、それぞれ下記目標が掲げられている（図-1）。

- ・空港：6件（平成26～28年度）（達成済み）
- ・道路：1件（平成26～28年度）（達成済み）
- ・公営住宅：6件（平成28～30年度）（達成済み）
- ・下水道：6件（平成30～令和3年度）
- ・MICE施設：6件（平成29～令和3年度）
- ・クルーズ船向け旅客ターミナル施設：令和2年度末の状況等を見て令和3年度以降の数値目標を改めて検討

取組状況については、空港、道路、公営住宅に関しては、当初の目標件数をそれぞれ既に達成しているが、空港と公営住宅においてはさらに進捗があった。空港については、熊本空港が令和2年4月から運営事業を実施していることに加え、北海道内7空港が令和2年1月から7空港一体のビル経営を実施し、6月の新千歳を皮切りに順次、空港運営事業を開始予定となっているほか、広島空港が令和3年7月の事業開始に向けて令和元年6月に募集要項を公表している。また、公営住宅については、愛知県営初吹は令和元年10月に、同県営上郷は令和2年1月にそれぞれ事業者契約を締結し、令和2年7月時点で12件が事業者契約を締結するに至っている。

下水道については、当初、平成29年度までを

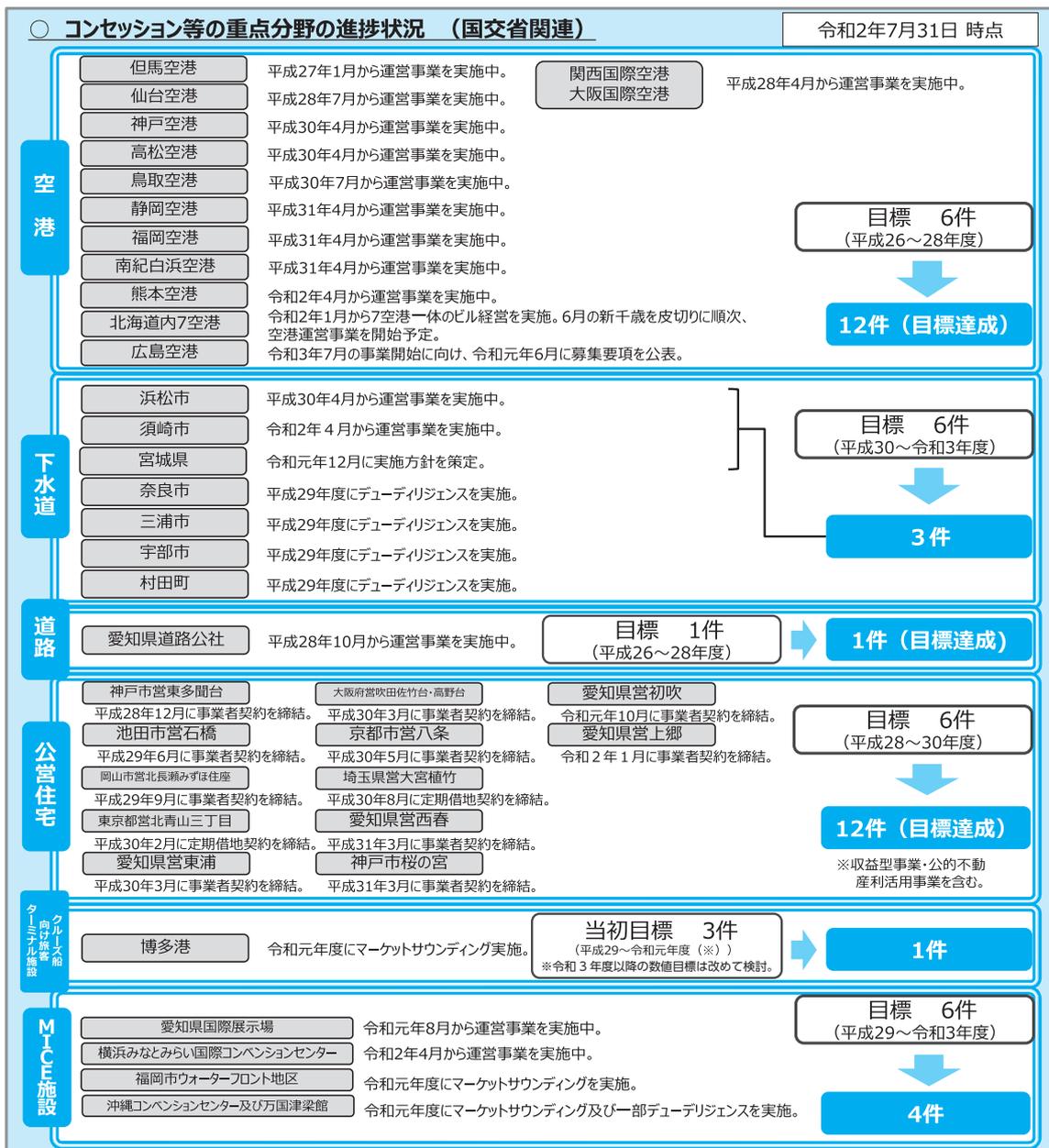


図-1 アクションプラン重点分野における国土交通省の取組の現状

集中強化期間とし、具体的検討に着手する団体6件を目標として掲げており、平成30年度までに達成した。これを踏まえ、平成30年度改定において引き続き重点分野とし、平成30年度から令和元年度までに、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとされ、今般の改定では目標期間が令和3年度末までに延長された。最近の進捗状況としては、高知県須崎市が令和2年4月から運営事業を実施していることに加え、新たに宮城県が令和元年12月に実施方針を策定したことを受けて、令和2年7月時点での

目標達成件数は3件となっている。引き続き、具体的に検討を進めている地方公共団体に対して技術的な助言を実施するなど、案件形成に向けて取り組んでいる。

MICE施設については、当初、平成29年度から令和元年度までを集中強化期間としていたが、令和3年度までに延長された。最近の進捗状況について、愛知県国際展示場は令和元年8月から、横浜みなとみらい国際コンベンションセンターは令和2年4月から、それぞれ運営事業を実施しているほか、福岡市ウォーターフロント地区と沖縄

コンベンションセンター及び万国津梁館については事業実施に向けてマーケットサウンディング等具体的な検討を行っている段階となり、現在は合計4件となっている。このため、地方公共団体に専門家を派遣し、コンセッション方式の導入に向けた課題の調査を実施するなど、事業の具体化に向けた支援を行うこととされている。

クルーズ船向け旅客ターミナル施設については、当初平成29年度から令和元年度までの集中強化期間中の数値目標は3件であったが、博多港における福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件の旅客ターミナル施設1件の達成となっている。なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を強く受けている分野であることから、令和2年度末の状況等を見て令和3年度以降の数値目標を改めて検討することとされた。

### 3. 令和2年改定版アクションプランの主な内容

#### (1) キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

地方公共団体においては厳しい財政状況や技術職員の減少に直面している中、施設の老朽化等が進んでいることから、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)の維持管理等についてもさらなる効率化が必要とされている。そこで、キャッシュフローを生み出しにくいインフラの維持管理等に関しても、官による十分なモニタリングの下、より広いエリア・施設を対象に多様な業務を包括的に民間に委託する包括的民間委託や、長期の民間委託等を可能とするPFI方式の導入によって、スケールメリットや民間の創意工夫を図ることが効果的であると考えられている。なお、海外においては、道路・橋梁等の更新や学校等の公共建築物等の建替等において、アベイラビリティペイメント方式(維持管理等の成果に応じて予め設定した委託費を変更する仕組み)を活用し、設計・建設から資金調達・維持管理までを包括的に民間に委託する事例が増

えているといわれている。

こうした背景を踏まえ、令和2年改定版アクションプランにおいて、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、包括的民間委託やPFI方式の導入を推進するため、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定等の導入支援を行うこととされた。

加えて、本年7月17日に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいては、PPP/PFI手法の導入に関し、利用料金の生じないインフラにおけるアベイラビリティペイメント方式について、長期にわたって維持管理と改築更新をセットにし、成果・性能に基づいて契約することなど当該方式の定義と、活用方法を記載したガイドラインを策定することとされた。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進めることとされている。

#### (2) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

地域における新たなビジネス機会の創出など地域経済社会の活性化や社会的課題の解決につながるためには、地域におけるPPP/PFIの活用を推進し、地域経済好循環を拡大することが重要であり、地域の民間事業者や金融機関の積極的な参画やイニシアティブの発揮、地域内外の民間事業者の交流が可能となる枠組みづくりが必要とされている。

令和2年改定版アクションプランにおいては、地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援し、これらのプラットフォームを活用した官民対話等を通じて、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上を図り、その能力や提案を活用したPPP/PFI事業の形成を一層促進することとされた(図-2)。

背景	今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある		
改定版概要	PPP/PFI推進のための施策		
	PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し	地域のPPP/PFI力の強化等	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンセッション事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施出来る業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図る</li> <li>○共有物に対して公共施設等運営権を設定する際の円滑な事業運営確保等のため、共有物分割請求権の行使を制限する期間の特例を設けるなど必要な措置の検討を行う</li> <li>○キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う</li> <li>○SPC株式の流動化の促進のため、SPCの運営のあり方をガイドラインで示す等の環境整備を行う</li> <li>○機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体等への積極的な支援</li> <li>・PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金により適切に支援するとともに、支援分野の拡大等、取組が加速するインセンティブの検討を行う</li> <li>・PFI事業の事後評価等のマニュアルを作成・周知し、今後の事業の改善への活用を促す</li> <li>・PPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、人材を活用する仕組み等を検討する</li> <li>・コンセッション方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた創意工夫について、地方公共団体や民間事業者等へ情報共有する</li> <li>○地域プラットフォームを通じたPPP/PFIの推進</li> <li>・地域におけるPPP/PFIの関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的活動を支援する</li> <li>・地域経済活性化に資する事業の実施のための措置を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間提案制度に関する既存マニュアルについて、近年の活用実態・課題に応じた改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備を促すとともに周知する</li> <li>○PFI推進機構の活用</li> <li>・資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の一層の掘り起こしを図る</li> <li>・現在の設置期限の延長も含めて、今後のあり方の検討を行う</li> <li>○国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件等の検討を行い、活用に向けた環境整備を行う</li> </ul>
	コンセッション事業等の重点分野	空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。 【水道【今後の経営のあり方の検討※30件:~令和3年度】※運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む】 【下水道【実施方針策定6件:~令和3年度】 クルーズ船旅客ターミナル施設【令和2年度末の状況等を見て令和3年度以降の数値目標を改めて検討】、MICE施設【6件:~令和3年度】、公営水力発電【3件:~令和2年度】、工業用水道【3件:~令和2年度】】	
事業規模目標	21兆円(平成25~令和4年度の10年間) 【コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円】		

(内閣府資料)

図-2 令和2年改定版 PPP/PFI 推進アクションプラン概要

## 4. 令和2年改定版アクションプランを踏まえた国土交通省における取組

### (1) インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援

日本ではインフラの維持管理業務に係る包括的民間委託等の導入事例はまだ僅少であり、従来の発注方法等と異なることも地方公共団体における導入が進んでいない要因の一つと考えられている。また、既存事例では、業務範囲等が狭いことや、契約期間が短いこと等から、民間資金の活用や創意工夫を生かす余地が限定的であることが多い。

こうした背景と令和2年改定版アクションプランを受けて、国土交通省では、令和2年度から、インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援を新設した。本事業は、国土交通省所管のインフラのうち料金を徴収しないものの、維持管理分野に係る官民連携手法の導入検討を行う地方

公共団体を支援し、老朽化や技術職員数の減少等インフラの維持管理に係る課題を解決する手段としての官民連携手法の導入可能性や、導入に際しての課題やその対応方針を明らかにすることを目的としている。今年度は、富山県富山市、熊本県玉名市、兵庫県尼崎市の3団体を支援している。また、各支援から得られたインフラの維持管理における官民連携手法の導入に係る課題やその対応方針を整理してまとめ、地域プラットフォーム等にて他の地方公共団体等に共有することにより、さらなる推進を図る予定である。

### (2) ブロックプラットフォーム及び PPP/PFI 地域プラットフォーム

国土交通省では、内閣府と共同して、平成27年度より、全国9地方ブロックにて、産官学金で構成されるブロックプラットフォームを設置している。ブロックプラットフォームでは、首長の PPP/PFI に対する理解促進を目的とした PPP/

PFI 推進首長会議，地方公共団体職員等の PPP/PFI の知見・実務的内容のインプットやワークショップを行う研修，地方公共団体等の個別 PPP/PFI 案件に対する民間事業者の意見を聴くサウンディング（官民対話），関係府省の PPP/PFI も含めて紹介する PPP/PFI 推進施策説明会等を開催している。

また，令和元年度から始まった「PPP/PFI 地域プラットフォーム協定制度」では，地域が主体となった PPP/PFI の推進を一層進めるため，国土交通省と内閣府が，地方公共団体，地域の民間事業者，地域金融機関等で構成される概ね県単位の地域プラットフォームと協定を結び，国職員等の派遣等を通じた支援を行っている。協定先となる地域プラットフォームについて，昨年に引き続き，令和 2 年 1 月から 3 月まで募集し，同年 4 月に，やまなし PPP/PFI 地域プラットフォーム（山梨県），ふじのくに官民連携実践塾（静岡県），佐世保 PPP プラットフォーム（佐世保市），おおい PPP/PFI 地域プラットフォーム（大分県）と協定を締結し，全国での協定先は合計 25 団体となっている。地域における PPP/PFI の推進を図るためには，地域の実情や課題を熟知している地域の民間事業者の参画や産官学金による一体的な取組が重要であることから，引き続きこうした地域主体の取組を後押ししていくこととしている（図-3）。

## 5. おわりに

地方公共団体が厳しい財政状況や技術職員の減少に直面する中で，高度経済成長期以降に整備された道路橋，トンネル，河川，下水道，港湾等のインフラについて，建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなっていくことが見込まれている。この課題を解決するためには，官民連携手法を通じて，新技術の導入やキャッシュフローの創出等といった民間の創意工夫を生かしながら，効率的に公共サービスの水準を維持・向上させていくことなどが効果的であると考えます。また，官民連携手法のメリットを引き出すためには，行政が民間事業者の意見を聴きながら民間の創意工夫の余地を高めるスキームを具体化していくことや，行政による官民連携のノウハウの蓄積や適切なモニタリングが行われることも重要であると考えます。

今後も，適切に PPP/PFI が活用・推進されるよう，幅広い関係者と連携し，施策を展開してまいります。関係者の皆さまにおかれては引き続きのご指導・ご協力をお願い申し上げます。

なお，本稿における意見や見解は組織を代表するものではなく，誤りは全て筆者の責に帰するものである。

- 地域が主体となった PPP/PFI の推進を一層進めるため，国土交通省と内閣府が，概ね県単位の産官学金からなる地域プラットフォームと協定を結び，その活動を支援。

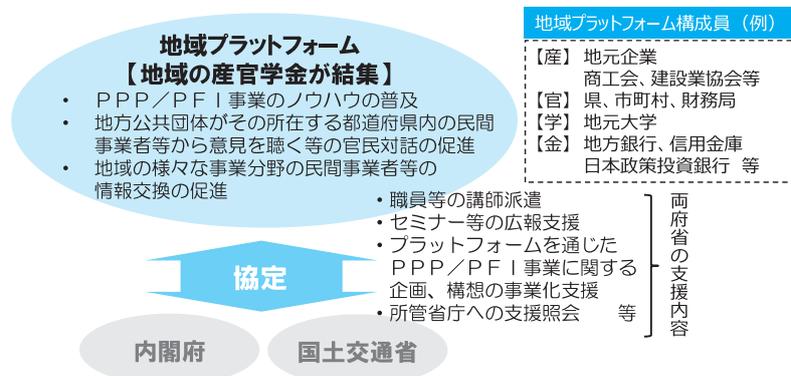


図-3 PPP/PFI 地域プラットフォーム協定制度の概要